

岡山市市民協働推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 NPO等市民活動団体の自主性と自立性を尊重しながら、その知恵と力を最大限に生かした市民協働のまちづくりを進めることが重要であるとの認識に立ち、総合的な市民協働のまちづくり施策の推進を図るため、「岡山市市民協働推進会議」(以下「推進会議」)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 各課の協働施策の現状調査と課題検討
- (2) NPO等市民団体と各課の交流促進
- (3) 職員研修会等の企画と実施
- (4) 市民協働推進計画等の策定についての検討
- (5) 市民提案型事業など市民活動支援モデル事業についての検討
- (6) その他必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、安全・安心ネットワーク推進室長を、副議長は同室市民協働担当課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てるほか、別表2に掲げる者に委嘱する。

(職務)

第4条 議長は会務を総理する。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は第2条各号に掲げる事務に従事する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、議長が必要と認めたときに招集し、開催する。

- 2 議長は、必要があるときは、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 第2条に掲げる事務を行うため、推進会議にワーキングチームを設置する。

- 2 ワーキングチームの構成員は、別表1及び別表2の推進会議委員が推薦する者をもって充てるほか、市長が必要と認める者に委嘱する。
- 3 ワーキングチームの組織等必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

(事務局)

第7条 推進会議及びワーキングチームの庶務は、安全・安心ネットワーク推進室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

安全・安心ネットワーク推進室長、市民協働担当課長、政策企画課長、ESD最終年
合準備室長、情報企画課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、国際課長、生活安全
課長 人権推進課長、男女共同参画課長、北区総務・地域振興課長、中区総務・地域
振興課長、東区総務・地域振興課長、南区総務・地域振興課長、保健福祉企画総務課
長、高齢者福祉課長、障害福祉課長、福祉援護課長、こども企画課長、こども福祉課
長、こども総合相談所長、保育課長、保健管理課長、保健所健康づくり課長、環境保
全課長、産業課長、観光コンベンション推進課長、農林水産課長、都市計画課長、庭
園都市推進課長、住宅課長、消防局危機管理課長

別表 2（第 3 条関係）

教育企画総務課長、指導課長、生涯学習課長、中央公民館長